

医 健 第 2327 号
令和 7 年 12 月 16 日

医療機関の皆様へ

横浜市保健所長 木村 博和

年末年始における感染症・食中毒発生時の対応について（依頼）

日頃から、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

年末年始につきましては、12月27日（土）から1月4日（日）までの間、各区役所（区福祉保健センター）は閉庁となります。区役所閉庁の間に感染症発生届の提出、麻しんや食中毒を疑う患者を診察した際には、休日夜間時の対応と同様に「横浜市感染症・食中毒緊急通報ダイヤル」へ御連絡頂きますようお願いいたします。

【連絡先】

横浜市感染症・食中毒緊急通報ダイヤル：045-664-7293（24時間365日）

※ 担当者から折り返しとさせていただく場合があります。

1 感染症発生届の提出と調査への御協力のお願い（引き続きのお願い）

感染症法に定める全数把握疾患について、届出基準に基づき診断された場合には、医療機関の所在する区の福祉保健センターへの届出及び「横浜市感染症・食中毒緊急通報ダイヤル」への御連絡をお願いいたします。

提出は診断後直ちにすることと規定された感染症（結核、腸管出血性大腸菌感染症、麻しんなど）につきましては、感染拡大防止の観点から福祉保健センターが迅速な積極的疫学調査を実施する必要があるため、できる限り速やかにFAX又はインターネット（感染症サーベイランスシステム）での御提出をお願いいたします。

また、感染症法第15条（感染症の発生の状況、動向及び原因の調査）に基づき、届出の内容等に関して診断された医師の皆様に御連絡させていただく場合がありますので、御協力をお願いいたします。

	参考URL（横浜市HP）	二次元コード
感染症サーベイランスシステムに関すること	https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/yobosesshu/kansensho/system.html	
報告対象疾患の種類、届出基準に関すること	https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/eiken/kansen-center/doko/todoke.html	

2 食中毒を疑う患者を診察した際の対応

他の感染症と同様に、被害拡大防止のため迅速に対応する必要があることから、食中毒と診断した際は御連絡をお願いいたします。

【担当】横浜市保健所 健康安全課
電話：045-671-2463